

日本脳ドック学会 施設認定委員会規約

第1章（本会について）

第1条 本会は、日本脳ドック学会施設認定委員会（以下「委員会」と称する。

第2章（目的および事業）

第2条 委員会は、日本脳ドック学会の事業として、脳ドックの質の向上を促進し、受診者の施設選択に役立つ活動を行うことを目的とする。

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するために、脳ドック施設認定事業を行う。認定要綱は別に定める。

第3章（委員の構成と職務）

第4条 委員は、日本脳ドック学会会員の中から理事長が任命する。

第5条 委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第6条 委員会は委員の互選により次の役員を選任する。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 1名

第7条 委員長は委員会を代表し、一切の業務を処理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長の不在時はその職務を代行する。

第4章（会 議）

第8条 委員長は、毎年1回以上、施設認定委員会等の会議を召集する。また、委員長は必要に応じて会議を招集することができる。

第9条 委員長は、会議の議事録を作成し保存する。

第5章（その他）

第10条 本事業による収入があった場合は、日本脳ドック学会事業にあてる。

第11条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて委員会で協議し定める。

付則

この規約は、2009年6月から施行する。